

弁護団声明

本日、名古屋高等裁判所刑事第1部（山口裕之裁判長）は、請求人田邊雅樹氏にかかる再審請求事件、いわゆる「豊川幼児殺人事件」について、再審請求を棄却するとの決定を行った。

本事件は、物的証拠はおろか目撃者すらいないという状況下で、請求人の自白のみに基づいて起訴されたという事件である。しかも、その自白の中には秘密の暴露に該当する事実も無く、その信用性についても大きな問題がある事件である。公判の過程においては、一審においてはその信用性が否定され無罪の判決となったが、控訴審は請求人の自白の信用性を認めて有罪とした。

ちなみに、第一審は、事件発生から約2ヶ月後である平成14年10月5日に請求人の乗っていた車両について微物の採集や血液・尿の検査が行われたが、大量の微物が検出されているにもかかわらず被害児に結びつく物が一切検出されなかった点について無罪の根拠の一つとしたが、確定判決は乗車時間が短時間であるため付着しないこともあり得るとしてこの点の弁護人の主張を排斥した。また、捜査段階で被害児の投棄場所を推定するために潮流の流速をもとに遺体発見場所から逆算して投棄場所を推定する漂流シミュレーションが行われ、この結果である漂流予測図が第一審に証拠として提出されているが、この結果においては午前3時の時点で自白における投棄場所よりも更に西側に到達しており、自白における投棄場所及び投棄時刻と矛盾した内容となっている。この点については漂流予測においては誤差があり得るとして特に取り上げられることはなかった。

今般の再審請求において弁護団は、専門家による意見書により、事件当日はほぼ無風状態であり漂流予測に際して誤差となり得る要因は極めて僅少であり漂流予測図はほぼ正確であったこと、即ち投棄場所及び投棄時刻に関する請求人の自白には信用性が無いことを明らかにした。また、微物の点についても、事件当時の状況をより厳しい条件で再現し、短時間の乗車であっても座席に衣類の繊維片が大量に付着することを明らかにした。更に弁護団は、駐車位置に関する確定判決の指摘に対して駐車位置に関する目撃者の証言に信用性が無いことや、赤信号のために一時停止した際に被害児にシートベルトを着用させて遺棄する場所を考えたとの自白について、当該交差点は自白による時刻当時は赤信号ではなく赤の点滅信号であったものでありこの自白は客観的事実に符合せず自白には信用性が無いこと等も客観的証拠により明らかにした。

しかしながら、再審請求においては、裁判所は弁護人の証拠開示請求を黙殺し、三者協議すらも開催することなく再審請求を棄却した。しかも本決定は本文わずか9頁、新証拠に関する言及は3頁半に過ぎず、弁護団が昨年12月に提出した意見書については検討された痕跡すらも無い。正に結論ありきの決定といわざるを得ず、新証拠について真摯に検討されたとは到底言いがたいものである。

このように三者協議も一切開催せず、弁護団の意見書についても検討されないまま下された本決定については、手続き的にもその決定内容についても弁護団としては全く承服できないものである。弁護団としては、速やかに異議申立を行う予定であり、今後とも田邊氏の無罪獲得に向けて更なる努力を尽くす所存である。

平成31年1月25日

弁護団団長

弁護士 後藤昌弘